

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は5回目に当たり、第1章において、「地域における犯罪被害者支援」を特集し、第2章においては、平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画に基づき各府省庁がこれまでに講じてきた施策を総括し、平成21年度に犯罪被害者等のために講じた施策を犯罪被害者等基本計画の5つの重点課題の柱立てに沿ってまとめるとともに、推進体制に関する施策の進捗状況を記述している。